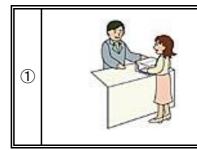
## 空き家の登録手順

## ■空き家を提供していただける方(貸し手・売り手)■



賃貸・売却 物件の登録

- ■賃貸・売却物件の提供を希望される方は、以下の書類を 大月市役所企画財政課宛に提出してください。(郵送可)
- ・「空き家バンク登録申込書」(様式1号及び2号)
- 土地及び建物の全部事項証明書、家屋周辺の公図 (※お住まい近くの法務局で交付請求し、ご用意ください。)
- ・身分を証明できるものの写し(運転免許証等)
- •その他市長が必要と認める書類



(2)



現地調査

■物件所有者立会いのもと、市の担当者及び市が協定を 締結している公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会 の会員不動産業者が確認調査を行います。



(3)



空き家 情報提供 ■調査後、登録が完了したところで、市のホームページ等で 情報の提供を行います。

※空き家の登録期間は、登録をした日から当該登録をした 日の属する年度の翌々年度の3月31日までです。 例) 平成26年4月1日に登録した場合、

登録期間は平成29年3月31日です。



4



物件の交渉

■利用希望の申し込みがあった場合、物件提供者へ市から 連絡し、公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会の会員 不動産業者の仲介により交渉となります。

注1: この制度は、市内の空き家等を賃貸及び売却希望する所有者から物件の提供を求め、市の「空き家バンク」へ登録した情報を、物件を希望する方へ提供を行うものです。 また、本事業は、大月市民と都市住民の交流拡大及び定住促進により地域の活性化を図ることを目的とし

て実施しているものです。

注2:市は、売買又は賃貸の仲介を行っていません。

仲介行為や賃貸借又は売買契約の締結については、市と協定を結んでいる公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会へ依頼をしています。 ■その他、空き家の登録手順についてご不明な点があれば以下へお問い合わせください。

## ■お問い合わせ先■

大月市役所 企画財政課 地域活性化担当 〒401-8601 大月市大月二丁目6-20 Tel: 0554-23-5011 Fax: 0554-23-1216 E-mail: kkzaisei-19206@city.otsuki.lg.jp